

---

---

監 査 委 員 公 表

---

---

那 監 公 表 第 8 号  
平成 31 年 3 月 28 日  
公 表 済

|         |         |
|---------|---------|
| 那覇市監査委員 | 久 場 健 護 |
| 同       | 宮 里 善 博 |
| 同       | 宮 城 哲   |
| 同       | 古 堅 茂 治 |

平成 30 年度定期監査（工事監査）の結果に基づき講じた措置について  
（公表）

平成 30 年度定期監査（工事監査）の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、那覇市長、那覇市教育長及び那覇市上下水道事業管理者から通知があったので、次のとおり公表する。

平成 30 年度定期監査（工事監査）の結果に基づき講じた措置

**○平成 30 年度 鏡原 20 号道路改良工事**

5 書類調査について

(1) 実施計画について

ア 指摘事項等

（注意事項）

地下埋設物の調査が施工前に実施されていたが、その調査報告書が確認できなかった。今後の発注工事より管理を徹底されたい。

☐ 上記事項に関する措置

今後、施工前に地下埋設物の調査を実施した際には、その結果

を調査報告書として提出するよう管理を徹底します。

(2) 設計について

ア 設計業務関係

(ア) 指摘事項等

(注意事項)

設計報告書の 1 頁に適用した基準名を記載されたい。

☐ 上記事項に関する措置

設計報告書の業務概要に、設計で適用した基準名を記載しました。

イ 設計図書

(ア) 指摘事項等

(注意事項)

設計図書に対する照査報告書を確認したところ、設計業者及び工事請負業者とも照査報告書が提出されていなかった。施工精度の向上や施工上のトラブル防止等に役立つため、照査報告書の提出の義務付けを検討されたい。

☐ 上記事項に関する措置

今後、工事内容・規模に応じて、照査報告書の提出の義務付けを検討します。

(3) 積算について

ア 指摘事項等

(要望事項)

今後、設計書を照査するためのチェックリスト作成を検討されたい。設計書の記入漏れや記入間違い防止に役立つ。

☐ 上記事項に関する措置

今後、現状の問題点等を整理し、設計書の照査チェックリストの作成について検討します。

(4) 契約について

イ 契約関係書類

(ア) 指摘事項等

(要望事項)

施工体制台帳については、速やかな確認ができなかったため、書類管理を徹底されたい。

☐ 上記事項に関する措置

施工体制台帳については、提出されたのを確認しました。また、

速やかな確認が行えるよう書類管理を徹底するよう指導しました。

(5) 施工について

イ 施工計画書全般

(ア) 指摘事項等

(注意事項)

- a 施工計画書に頁が記載されていない。頁を記載する必要がある。

□ 上記事項に関する措置

施工計画書に頁を記載しました。

- b 「～を心掛ける」「～に努力する」「～に努める」等の抽象的な記載にとどまっており、対策や目標値、事例等を入れて具体的に記載されたい。

□ 上記事項に関する措置

抽象的な文言は極力避け、対策や目標値、事例等を入れて具体的に記載しました。

(要望事項)

- a 施工計画書の「照査用チェックリスト」及び「施工計画書作成用の手引書」を作成することが望まれる。照査用チェックリストや手引書の活用は、施工計画書作成の標準化につながる。

□ 上記事項に関する措置

今後、国または県などの事例を調査し、施工計画書の「照査用チェックリスト」及び「施工計画書作成用の手引書」の作成について検討します。

- b 本工事は、土砂等の運搬があるため、過積載防止が重要である。施工計画書に過積載の記載はあったが、記述量が少ないため、過積載防止対策（図入り）を十分かつ明確に記載するよう努められたい。

□ 上記事項に関する措置

過積載防止対策に関する記述について、十分かつ明確に記載しました。

ウ 工程管理

(ア) 指摘事項等

(注意事項)

施工計画書に、工程遅延に対するフォローアップを十分に記載されたい。

□ 上記事項に関する措置

工程遅延に対するフォローアップの記載について、内容を加筆しました。

(要望事項)

現在、本工事は当初計画より、若干工程が遅れており、今後、電柱の移設や信号機に付随する感知器の移設が予定されている。いずれも工程に影響を及ぼすことが考えられるため、厳重な工程管理に努められたい（工期末：平成 30 年 12 月 26 日 予定）。

□ 上記事項に関する措置

本工事については、平成 30 年 12 月 19 日に変更契約を締結し工期の延長を行いました。その後、工程管理に努めながら、工期内の平成 31 年 2 月 22 日に工事は完了しております。

エ 品質管理

(ア) 指摘事項等

(注意事項)

書類内容及び検査内容は適切であったが、品質管理に関する段階確認検査予定一覧表が、施工計画書に記載されていなかった。効率性の観点からしても、事前に検査項目、検査時期、確認事項等を検討させ、施工計画書に記載させるよう、指導されたい。

□ 上記事項に関する措置

施工計画書に段階確認検査予定一覧表を記載しました。

カ 写真管理

(ア) 指摘事項等

(注意事項)

工事写真の一部に黒板の記載内容が見え難いものがあった。今後、留意されたい。

□ 上記事項に関する措置

工事写真の黒板の記載内容が不明瞭にならないよう、写真の撮り方に十分気をつけるよう指導しました。

キ 環境管理

(ア) 指摘事項等

(注意事項)

環境配慮仕様書に配慮事項が種々定められているが、どの事項を適用したのかが分かるように、施工計画書に明記されたい。

□ 上記事項に関する措置

環境配慮仕様書の適用項目について、施工計画書に明記しました。

## ク 安全管理

### (ア) 指摘事項等

#### (注意事項)

化学物質に対するリスクアセスメントの実施がなされていなかった。平成 26 年 6 月に、労働安全衛生法が改正され、一定の危険有害性のある化学物質については、業種、事業場規模に関わらず、その対象となる化学物質の製造・取扱いを行う場合にリスクアセスメントを実施することが義務づけられている（平成 28 年 6 月 1 日施行）。本工事は、現在、施工中であるため、対象となる化学物質があるかを確認し、ある場合は導入の指導をされたい。

#### □ 上記事項に関する措置

対象となる化学物質があることを確認しましたので、化学物質に対するリスクアセスメントを導入しました。今後は、国または県などの事例等を調査し、化学物質に対するリスクアセスメントの取り組みについて、より適切な対応方法等を検討していきます。

#### (要望事項)

本工事の内容に一部合わないチェックリストが用いられており、今後の工事から留意されたい。また、発注者側においても、安全パトロールチェックリストの作成を提案する。

#### □ 上記事項に関する措置

安全管理のチェックリストについて、今後、工事の内容に即したチェックリストを作成するよう指導しました。また、発注者用の安全パトロールチェックリストの作成を検討します。

## ケ 施工監理（監督）

### (ア) 指摘事項等

#### (要望事項)

今後、工事施工調整会議（三者会議：発注者・設計者・施工者）の導入を検討されたい。これは、設計意図の伝達や情報の共有化、工事目的物の品質確保等を図る目的として実施するものである。工事施工調整会議[三者会議]ガイドライン(案)（平成 27 年 7 月：国土交通省 近畿地方整備局）を参考にされたい。

#### □ 上記事項に関する措置

今後、工事内容・規模に応じて、工事施工調整会議の導入について検討します。

## 6 現場調査について

### ア 指摘事項等

#### (注意事項)

(ア) 施工体系図を確認したところ、「監理技術者」と「主任技術者」の両方が記載されていた。本工事は、主任技術者の配置であるため、監理技術者は削除しておく必要がある。

#### ☐ 上記事項に関する措置

監理技術者は削除しました。

(イ) 建設業の許可票に記載されている専任技術者の有無のところは、「有・無」ではなく、「専任・非専任」である。本工事は「専任」であるので訂正しておく必要がある。

#### ☐ 上記事項に関する措置

専任技術者の記入欄は、「専任」に訂正しました。

## ○ 鏡原中学校屋内運動場及びプール改築工事（建築）

## 5 書類調査について

### (1) 実施計画について

#### ア 指摘事項等

#### (要望事項)

建築工事の計画通知関係書類については、分量が非常に多いため、インデックスシール等を付けて、見やすい書類作成に努められたい。

#### ☐ 上記事項に関する措置

インデックス等を使用して見やすく整理しました。

### (2) 設計について

#### イ 設計図書

#### (ア) 指摘事項等

#### (注意事項)

施工前の設計図書の照査に対し、工事請負業者側の照査報告書が提出されていなかった。施工精度の向上や施工上のトラブル防止等に役立つため、工事請負業者側においても照査報告書の提出の義務付けを検討されたい。

#### ☐ 上記事項に関する措置

今後の事業においては照査報告書の作成を促し、現場説明書等の記載も検討します。

ウ 特記仕様書

(7) 指摘事項等

(注意事項)

特記仕様書に記した事項については、履行状況の確認に努められたい。

☐ 上記事項に関する措置

特記仕様書の記載内容について履行状況を確認しました。

(5) 施工について

イ 施工計画書全般

(7) 指摘事項等

(注意事項)

a 施工計画書に頁が記載されていない。頁を記載する必要がある。

☐ 上記事項に関する措置

ページ番号を追記しました。

b 「～を心掛ける」「～に努力する」「～に努める」等の抽象的な記載にとどまっており、対策や目標値、事例等を入れて具体的に記載されたい。

☐ 上記事項に関する措置

そのように対応します。

c 工事看板や安全施設等の配置、現場事務所の設置位置など、現場に配置するものは、配置図を作成し、施工計画書に添付されたい。

☐ 上記事項に関する措置

工事看板等の配置を記載した配置図を作成し、施工計画書に添付しました。

d 鋼管杭の施工について、支持層到達の確認方法等を施工計画書に記載されたい。

☐ 上記事項に関する措置

支持層の到達確認については、トルク値やPR値にて管理する旨施工計画書に記載していますが、試験杭を経て定めた具体的な管理値を追記します。

(要望事項)

a 建築工事は、多数の施工計画書が必要になるが、共通した照査

のポイントが整理できないか、検討されたい（施工計画書の照査ポイントをチェックリスト化する等）

□ 上記事項に関する措置

「建築工事施工管理要領」等を活用し、照査のポイント整理を検討します。

b 施工計画書に過積載の記載はあったが、記述量が少ないため、過積載防止対策（図入り）を十分かつ明確に記載するよう努められたい。

□ 上記事項に関する措置

過積載について明確な記述方法等を検討します。

エ 品質管理

(7) 指摘事項等

（注意事項）

材料承諾願いや材料品質証明書等に関する書類等の内容を確認した。書類内容は適切であったが、品質管理に関する段階確認検査予定一覧表が、施工計画書に記載されていなかった。効率性の観点からしても、事前に検査項目、検査時期、確認事項等を検討させ、施工計画書に記載させるよう、指導されたい。

□ 上記事項に関する措置

今後の事業では段階確認検査予定一覧表を作成するよう指導します。

カ 写真管理

(7) 指摘事項等

（注意事項）

工事写真の一部に黒板の記載内容が見え難いものがあった。今後、留意されたい。

□ 上記事項に関する措置

今後の事業では十分注意します。

ク 安全管理

(7) 指摘事項等

（注意事項）

化学物質に対するリスクアセスメントの実施がなされていなかった。平成 26 年 6 月に、労働安全衛生法が改正され、一定の危険有害性のある化学物質については、業種、事業場規模に関わらず、その対象となる化学物質の製造・取扱いを行う場合にリ

スクアセスメントを実施することが義務付けられている（平成 28 年 6 月 1 日施行）。本工事は、現在、施工中であるため、対象となる化学物質があるかを確認し、ある場合は導入の指導をされたい。

□ 上記事項に関する措置

有害性を有する化学物質が使用材料中に含まれているかは SDS 等にて確認している。今後は「厚労省版コントロール・バンディング」等のリスクアセスメント支援ツールの活用を促すなど、施工者へのリスクアセスメントの導入を指導していきます。

ケ 施工監理（監督）

(ア) 指摘事項等

（要望事項）

今後、工事施工調整会議（三者会議：発注者・設計者・施工者）の導入を検討されたい。これは、設計意図の伝達や情報の共有化、工事目的物の品質確保等を図る目的として実施するものである。工事施工調整会議[三者会議]ガイドライン(案)（平成 27 年 7 月：国土交通省 近畿地方整備局）を参考にされたい。

□ 上記事項に関する措置

週に 1 回、施工者・監理者(設計者)・発注者が参加する工程会議の中で、設計意図の伝達や情報の共有化、工事目的物の品質確保等についても議題としていきます

## ○ 平成 30 年度 5 工区樋川地内公共下水道(雨水)工事

### 5 書類調査について

#### (2) 設計について

##### イ 設計図書

#### (ア) 指摘事項等

##### （注意事項）

- a 設計図書に対する照査報告書を確認したところ、単に適用項目にチェックマークが記されているだけで、設計照査の中身が見えない状態である。設計業者に対し、照査内容について、備考欄への記述を求められたい。

□ 上記事項に関する措置

照査内容について、備考欄の記述を追加修正しました。

- b 施工前の設計図書の照査に対し、工事請負業者側の照査報告書が提出されていなかった。施工精度の向上や施工上のトラブル防

止等に役立つため、工事請負業者側においても照査報告書の提出の義務付けを検討されたい。

□ 上記事項に関する措置

工事監査後に予定されていた工種については、工事請負業者からの照査報告書を受けております。また、今後は工事の内容、規模に応じて照査報告書の義務付けを検討します。

ウ 特記仕様書

(ア) 指摘事項等

(要望事項)

本工事の特記仕様書には、施工条件明示補足事項や環境配慮仕様書、局地的な大雨に対する下水道施設内作業等の安全対策指針が添付されている。今後、特記仕様書の履行状況を随時確認されたい。

□ 上記事項に関する措置

特記仕様書の内容について履行状況について随時確認を行いました。

(3) 積算について

ア 指摘事項等

(要望事項)

今後、設計書を照査するためのチェックリスト作成を検討されたい。設計書の記入漏れや記入間違い防止に役立つ。

□ 上記事項に関する措置

今回の指摘をふまえ、チェックリストの作成を検討します。

(5) 施工について

イ 施工計画書全般

(ア) 指摘事項等

(注意事項)

a 施工計画書に頁が記載されていない。頁を記載する必要がある。

□ 上記事項に関する措置

施工計画書に頁を記載しました。

b 工事看板や安全施設等の配置、現場事務所の設置位置など、現場に配置するものは、配置図を作成し、施工計画書に添付されたい。

□ 上記事項に関する措置

配置図を添付しました。

- c 「～を心掛ける」「～に努力する」「～に努める」等の抽象的な記載にとどまっており、対策や目標値、事例等を入れて具体的に記載されたい。

□ 上記事項に関する措置

抽象的な文言は避け、対策や目標値、事例等を入れて具体的に記載しました。

(要望事項)

施工計画書の「照査用チェックリスト」及び「施工計画書作成用の手引書」を作成することが望まれる。照査用チェックリストや手引書の活用は、施工計画書作成の標準化につながる。

□ 上記事項に関する措置

今回の指摘をふまえ、照査用チェックリスト及び施工計画書作成用の手引書の作成を検討します。

エ 品質管理

(ア) 指摘事項等

(注意事項)

材料承諾願いや材料品質証明書等に関する書類を確認した。書類内容は、適切であったが、品質管理に関する段階確認検査予定一覧表が、施工計画書に記載されていなかった。効率性の観点からしても、事前に検査項目、検査時期、確認事項等を検討させ、施工計画書に記載させるよう、指導されたい。

□ 上記事項に関する措置

今回の指摘を受け、段階確認検査予定一覧表を施工計画書に記載しました。

ク 安全管理

(ア) 指摘事項等

(注意事項)

化学物質に対するリスクアセスメントの実施がなされていなかった。平成 26 年 6 月に、労働安全衛生法が改正され、一定の危険有害性のある化学物質については、業種、事業場規模に関わらず、その対象となる化学物質の製造・取扱いを行う場合にリスクアセスメントを実施することが義務づけられている（平成 28 年 6 月 1 日施行）。本工事は、現在、施工中であるため、対象となる化学物質があるかを確認し、ある場合は導入の指導をされたい。

□ 上記事項に関する措置

本工事ではリスクアセスメントに該当する化学物質はありませんでした。

(要望事項)

発注者側の安全パトロールチェックリストの作成を提案する。

□ 上記事項に関する措置

今回の指摘をふまえ、発注者側の安全パトロールチェックリストの作成を検討します。

ケ 施工監理（監督）

(ア) 指摘事項等

(要望事項)

今後、工事施工調整会議（三者会議：発注者・設計者・施工者）の導入を検討されたい。これは、設計意図の伝達や情報の共有化、工事目的物の品質確保等を図る目的として実施するものである。工事施工調整会議[三者会議]ガイドライン(案)（平成27年7月：国土交通省 近畿地方整備局）を参考にされたい。

□ 上記事項に関する措置

今回の指摘をふまえ、今後は工事の内容、規模に応じて工事施工調整会議（三者会議）の導入を検討します。

6 現場調査について

(1) 現場施工状況

ア 指摘事項等

(注意事項)

本工事の作業場所は、狭いため、車両接触事故に注意されたい。また、河川内に設置している昇降階段は、使用前点検を実施されたい(仮設工の事故は非常に多い)。

□ 上記事項に関する措置

車両接触事故に注意するよう指示し、昇降階段の点検も行いました。

(要望事項)

今後、救命具（浮き輪）を使用することを想定した安全活動の実施を要望する。

□ 上記事項に関する措置

通常の高所作業（KYK）の際に救命具の使用について確認を行いました。